0.7 × 34.2 ×β－（α－β）× 0.7 × 34.2
算式Ⅱ
｛（C － A）／ A － 0.122｝× 8.4 ＋［D × 1.83 ／ 1.82 ＋｛（B － A）／ A － 0.019｝× 34.2 ×β－（α－β）× 34.2 －｛（C － A）／ A － 0.122｝× 8.4］×［0.6 ＋ 0.2 ×｛（C － A）／ C － 0.3｝／ 0.1］

算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村、同法第33条第1項の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第1条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／ A － 0.019｝、｛（B －

0.9 × 33.3 ×β－（α－β）× 0.9 × 33.3
算式Ⅱ
｛（C － A）／ A － 0.124｝× 8.1 ＋［D × 1.83 ／ 1.91 ＋｛（B － A）／ A － 0.019｝× 33.3 ×β－（α－β）× 33.3 －｛（C － A）／ A － 0.124｝× 8.1］× 0.8

算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第1条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村又は山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／ A － 0.019｝、｛（B － A）／ A － 0.019｝× 0.9 × 33.3 ×β－（α－β）× 0.9 × 33.3 、｛（C － A）／ A － 0.124｝、｛（B － A）／ A － 0.019｝× 33.3 ×β－（α－β）× 33.3 又は D × 1.83 ／ 1.91 ＋｛（B － A）／ A －